

骨髄バンクドナー補助金交付事業について

下條村では、骨髄バンク事業において骨髄・末梢血管細胞の適切な提供およびドナー登録の推進を図るため、ドナー（提供者）及びドナーが勤務する事業所に対し、補助金を交付します。

<補助対象>

・ドナー（提供者）

次の全てに該当する方を対象とします。

1. 骨髄等の提供を行った日において、村内に住所を有する者及び住民基本台帳に登録があるもの。
2. 他の地方公共団体等が実施する同様の趣旨の補助金の交付等を受けていない者
3. 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及び下條村暴力団排除条例(平成23年下條村条例第16号)に規定する暴力団員又は暴力団でないもの若しくは暴力団と密接な関係を有しない者
4. 村税等の滞納がない者

・ドナーが勤務する事業所

次の全てに該当する事業所（複数の事業所に勤務する場合には、当該ドナーが指定する主たる勤務先の1事業所に限る。）を対象とします。

1. 日本国内の事業所
2. 国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人でないもの
3. ドナーが事業主である個人事業所でないもの
4. 他の地方公共団体等が実施する同様の趣旨の補助金の交付等を受けていないもの

<補助金額>

ドナー（提供者）

- ・骨髄等の提供に係る通院、入院または面談に要した日数1日につき2万円
- ・1回の提供につき10日を上限とします。

ドナーが勤務する事業所

- ・ドナーが通院、入院または面談に要した日数1日につき1万円
- ・1回の提供につき10日を上限とします。

<申請方法>

骨髄等の提供が完了した日から起算して90日以内に、次の書類を役場福祉課（いきいきらんど下條内）までご提出ください。

ドナー（提供者）

1. 様式第1号 下條村骨髄バンクドナー補助金交付申請書兼請求書(ドナー用)
2. 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証明する書類の写し
3. 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供をするために通院等をしたことを証明する書類の写し
4. その他村長が必要と認める書類

ドナーが勤務する事業所

1. 様式第2号 下條村骨髄バンクドナー補助金交付申請書兼請求書(事業所用)
2. 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を完了したことを証明する書類の写し※
3. 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供をするために通院等をしたことを証明する書類の写し※
4. 登記事項証明書等の勤務事業所の所在を証明する書類
5. ドナーとの雇用関係を証明する書類
6. ドナーが骨髄等の提供のために休暇を取得した日が確認できる書類
7. その他村長が必要と認める書類

※既にドナーからの申請があった場合、添付は不要です。